

## 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱

## (通則)

- 1 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第6条に基づく基金（以下単に「基金」という。）の財源に充てるための医療介護提供体制改革推進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第205号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生省  
労働省  
厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

なお、この交付金は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行により増加する消費税の収入を財源としている。

## (交付の目的)

- 2 この交付金は、法第4条第1項の規定により都道府県が作成した計画（以下「都道府県計画」という。）に定める事業を支援するため、都道府県が行う基金の造成（以下「基金造成事業」という。）に必要な経費を交付することを目的とする。

## (交付対象事業)

- 3 この交付金は、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金造成事業に必要な経費を交付の対象とする。

## (交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次の表の第1欄に定める区分ごとに、基金造成事業に必要な経費（第2欄に定める事業を実施するための総事業費（以下単に「総事業費」という。）から、基金を活用して行われる事業の実施主体が負担する額（以下「事業者負担額」という。）及び寄付金その他の収入額を控除した額）に3分の2を乗じて得た額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 事業	3 基準額
病床機能分化・連携推進事業	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、都道府県計画で定めるもののうち、次に掲げる事業 ・地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	厚生労働大臣が必要と認める額
在宅医療推進事業	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、都道府県計画で定めるもののうち、次に掲げる事業 ・居宅等における医療の提供に関する事業	厚生労働大臣が必要と認める額
医療従事者確保事業	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、都道府県計画で定めるもののうち、次に掲げる事業 ・医療従事者の確保に関する事業	厚生労働大臣が必要と認める額
介護施設等整備事業	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、都道府県計画で定めるもののうち、次に掲げる事業 ・介護施設等の整備に関する事業	厚生労働大臣が必要と認める額
介護従事者確保事業	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、都道府県計画で定めるもののうち、次に掲げる事業 ・介護従事者の確保に関する事業	厚生労働大臣が必要と認める額
勤務医労働時間短縮事業	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、都道府県計画で定めるもののうち、次に掲げる事業 ・勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	厚生労働大臣が必要と認める額

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 基金造成事業に要する各区分（病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業、介護施設等整備事業、介護従事者確保事業、勤務医労働時間短縮事業）の経費の配分は変更してはならないものとする。
  - (2) 基金造成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣（病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業にあつては厚生労働大臣、介護施設等整備事業及び介護従事者確保事業にあつては厚生労働大臣又は地方厚生局長（徳島県、香

- 川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長)とする。5(8)、(9)及び10を除き以下同じ。)の承認を受けなければならない。
- (3) 基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (4) 基金造成事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (5) 基金造成事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
  - (6) 交付金と基金造成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1及び別紙様式2による調書を作成するとともに、基金造成事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
  - (7) 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
  - (8) 都道府県は、毎年度基金事業(管理運営要領に定める基金事業をいう。)に係る経理の精算終了後、管理運営要領の定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
  - (9) 基金を解散する場合には、解散するとき保有する基金の残余额(運用益を含む。)に3分の2を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
  - (10) 基金の解散後においても、事業者からの納付等が生じた場合には、これに3分の2を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)を国庫に納付しなければならない。
  - (11) 都道府県は、基金の取扱いについては管理運営要領の定めるところにより行わなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、別紙様式3及び別紙様式4による申請書に都道府県計画(写)及び関係書類を添えて、別に指示する期日までに、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 交付金の交付決定後の基金造成事業の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式5及び別紙様式6による変更申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、基金造成事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式7及び別紙様式8による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 10 特別の事情により、4、6、7及び9に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。